

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

R6(2024).4.1現在

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
1	土地利用に関する事前指導要綱	○5ha以上の土地について、開発事業を行うとする場合 ○土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後ににおいて開発計画の変更を行う場合 ※市町独自の指導要綱等の有無については各市町に確認してください。	事前協議	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267	県内	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班	028-623-2267
2	国土利用計画法	次の規模の土地について、土地取引(※1)を行った場合(契約日から2週間以内(※2)) ・市街化区域 2,000㎡以上 ・市街化調整区域 5,000㎡以上 ・非線引き都市計画区域 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上 ※1 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、権利金等の一時金を伴う地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡(これらの取引の予約である場合も含む。) ※2 契約日を含む。	届出	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267	県内	各市町土地対策担当課	
3	都市計画法	○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き都市計画区域内での3,000㎡(日光市・栃木市(旧西方町)及び那須塩原市では1,000㎡)以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当 028-623-2466	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・下野市 上記以外の市町	各市開発担当課 栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当	028-623-2466
4	農業振興地域の整備に関する法律	農振農用地区域内の土地において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築)をしようとする場合	農振除外の申出	栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348	県内	各市町農振制度担当課	
5	農地法	農地を転用(農地以外のものにする)しようとする場合 【太陽光発電設備の設置が原則として認められない農地】 ○農振農用地区域内農地(市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地) ○甲種農地(市街化調整区域内でかつ特定土地改良事業等の施行区域内の農地のうち、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していない農地等) ○第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、特定土地改良事業等の施行区域内の農地等)	許可・届出	栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348	県内	各市町農業委員会	
6	森林法	新たに地域森林計画対象民有林の土地の所有者となった場合 地域森林計画対象民有林で0.5hを超えて開発する場合 地域森林計画対象民有林で0.5h以下の立木を伐採する場合	届出 許可 届出	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288	県内 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・壬生町・野木町・那須町・那珂川町 真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町 足利市・佐野市・小山市 さくら市・塩谷町・高根沢町 県内	各市町森林担当課 各市町森林担当課 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 各市町森林担当課	028-623-3288

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
7	栃木県水源地域保全条例	水源地域内の森林の土地について、売買、賃貸等の契約を締結しようとする場合	届出	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288	県内	栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当	028-623-3288
8	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外 ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合等は建築物に該当するため、右記の手続きが必要 パワーコンディショナ(太陽電池発電設備において発電された直流の電気を交流の電気に変換する設備をいう)を収納する専用コンテナについても適用除外(複数積み重ねる場合を除く)	確認申請	栃木県県土整備部 建築課 建築指導班 028-623-2514	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・大田原市・那須塩原市	各市建築指導担当課	
					那須烏山市・上三川町・高根沢町・那珂川町	栃木県 宇都宮土木事務所 建築指導担当	028-626-3139
					真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 真岡土木事務所 建築指導担当	0285-83-8308
					下野市・壬生町・野木町	栃木県 栃木土木事務所 建築指導担当	0282-23-3748
					矢板市・さくら市・塩谷町・那須町	栃木県 大田原土木事務所 建築指導担当	0287-23-6615
9	道路法	県が管理する道路において、以下の行為をしようとする場合 ・道路に関する工事又は道路の維持 ・道路における工作物等の設置又は道路の継続使用	許可	栃木県県土整備部 道路保全課道路管理担当 028-623-2429			
10	河川法	県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 (河川区域内) ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等(線類の上空横架も含まれますのでご注意ください) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (河川保全区域内) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等	許可	栃木県県土整備部 河川課 水政管理担当 028-623-2442			
11	栃木県砂防指定地の管理等に関する条例	砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ・竹木の伐採 ・土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積 ・竹木、土石等の滑下又は地引による運搬 ・火入れ又はたき火 ・工作物の新築、改築又は除却 ・砂防設備の占用 ・砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取	許可		宇都宮市・上三川町	栃木県 宇都宮土木事務所 保全部 保全管理課	028-626-3140
					鹿沼市	栃木県 鹿沼土木事務所 保全部	0289-65-3212
					日光市	栃木県 日光土木事務所 保全部 保全管理課	0288-53-1210
					真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 真岡土木事務所 保全部	0285-83-8302
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可		栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町	栃木県 栃木土木事務所 保全部 保全管理課	0282-23-3435
					矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町	栃木県 矢板土木事務所 保全部	0287-44-2186
					那須塩原市・大田原市・那須町	栃木県 大田原土木事務所 保全部 保全管理課	0287-23-6613
13	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可		那須烏山市・那珂川町	栃木県 烏山土木事務所 保全部	0287-83-1322
					足利市	栃木県 安足土木事務所(足利庁舎) 保全第一部	0284-41-2572
					佐野市	栃木県 安足土木事務所(安蘇庁舎) 保全第二部	0283-24-3111
14	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合 ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可	栃木県県土整備部 砂防水資源課 事業管理担当 028-623-2452			

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
15	景観法	景観法に基づき市町が策定する景観計画に定める届出対象行為（一定規模以上の建築物等の新築、増築等又は開発行為等）をしようとする場合	届出	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・那須塩原市・さくら市・下野市・市貝町・高根沢町・那須町	各市町景観計画担当課	
16	栃木県景観条例	大規模行為（大規模建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又は大規模開発行為）をしようとする場合	届出	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	（上記以外の市町） 那須烏山市・上三川町・那珂川町 益子町・茂木町・芳賀町 壬生町・野木町 塩谷町 大田原市	栃木県 宇都宮土木事務所 栃木県 真岡土木事務所 栃木県 栃木土木事務所 栃木県 大田原土木事務所 大田原市 都市計画課	028-626-3140 0285-83-8302 0282-23-3435 0287-23-6613 0287-23-8758
17	栃木県屋外広告物条例	屋外広告物を設置しようとする場合	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463	県内 宇都宮市・日光市・那須塩原市・那須町は各市町の条例が適用	各市町屋外広告物担当課	
18	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等に係する区域の面積が3,000㎡以上である事業を行おうとする場合 (3,000㎡未満の事業であっても市町条例の許可が必要な場合があるので、事業地の市町担当課に確認してください)	許可	栃木県環境森林部 資源循環推進課 審査指導班 028-623-3154	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・大田原市・野木町	各市町土砂条例担当課	
					真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 県東環境森林事務所	0285-81-9002
					矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	栃木県 県北環境森林事務所	0287-22-2277
					小山市・下野市・壬生町	栃木県 小山環境管理事務所	0285-22-4309
19	土壌汚染対策法	3,000㎡以上（有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上）の土地の形質変更をしようとする場合	届出	栃木県環境森林部 環境保全課 水環境担当 028-623-3189	宇都宮市	宇都宮市 環境部環境保全課	028-632-2407
					鹿沼市・日光市	栃木県 県西環境森林事務所	0288-23-1000
					真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	栃木県 県東環境森林事務所	0285-81-9002
					大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	栃木県 県北環境森林事務所	0287-22-2277
					足利市・佐野市	栃木県 県南環境森林事務所	0283-23-4445
					栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町	栃木県 小山環境管理事務所	0285-22-4309
20	旧宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域で以下に該当する土地の形質の変更等の行為を行う場合 ・切土で高さが2mを超えるがけを生ずる場合 ・盛土で高さが1mを超えるがけを生ずる場合 ・切土と盛土とを同時に行って2mを超えるがけを生ずる場合 ・切土又は盛土をする土地が500㎡を超える場合 ※宅地造成等規制法が改正され、令和5年5月26日から「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が施行されたが、改正法の経過措置により、施行後2年間は改正前の宅地造成工事規制区域内の規制が適用される。	許可	栃木県県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 028-623-2801	宇都宮市・足利市・鹿沼市	宇都宮市 都市整備部都市計画課	028-632-2883
						足利市 都市建設部都市政策課	0284-20-2168
						鹿沼市 都市建設部都市計画課	0289-63-2215
21	都市緑地法	特別緑地保全地区内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合	許可	栃木県県土整備部 都市整備課 公園緑地担当 028-623-2474	県内	各市町都市緑地担当課	
		緑地保全地域内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合	届出				
22	採石法	岩石の採取を行おうとする場合（土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に岩石を採取する場合も含む）	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当 028-623-3197	県内	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当	028-623-3197
23	砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合（土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に砂利を採取する場合も含む）	認可		栃木市・那須塩原市以外の県内	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当	028-623-3197
					栃木市	栃木市商工振興課	0282-21-2371
					那須塩原市	那須塩原市商工振興課	0287-62-7130

No	法令等名	主な規制の概要	手続き	制度全般	候補地の場所	相談窓口	連絡先
24	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行おうとする場合	届出	生活文化スポーツ部 文化振興課 埋蔵文化財担当 028-623-3425	県内	各市町文化財保護担当課	
		重要文化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群の指定地等において現状変更をしようとする場合	許可	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424	県内	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当	028-623-3424
25	栃木県文化財保護条例	有形文化財、史跡・名勝・天然記念物の指定地において現状変更をしようとする場合	許可	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424	県内	生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当	028-623-3424
26	環境影響評価法	出力3万kW以上の太陽電池発電所を設置する場合	環境影響 評価手続 き	経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 03-3501-1742	県内	経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課	03-3501-1742
27	栃木県環境影響評価条例	一定規模以上の太陽電池発電所を設置する場合(法対象事業を除く)	環境影響 評価手続 き	栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室 028-623-3294	県内	栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室	028-623-3294
28	自然公園法	国立公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	日光国立公園(日光地区)	環境省 日光国立公園管理事務所	0288-54-1076
					日光国立公園(那須・塩原地区)	環境省 日光国立公園那須管理官事務所	0287-76-7512
					尾瀬国立公園(県内)	環境省 片品自然保護官事務所	0278-58-9145
29	栃木県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・大田原市・那須烏山市・益子町・茂木町・市貝町・那須町・那珂川町	各市町自然公園担当課	
30	自然環境保全法	国指定の自然環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然保護担当 028-623-3207	那須塩原市(大佐飛山自然環境保全地域内)	環境省 日光国立公園那須管理官事務所	0287-76-7512
31	自然環境の保全及び緑化に関する条例	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然保護担当 028-623-3207	県内	各市町自然保護担当課	
		貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質変更を伴う行為を行う場合	協定締結			栃木県環境森林部 自然環境課 自然保護担当	028-623-3207
32	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	栃木県環境森林部 自然環境課 自然保護担当 028-623-3207	特別保護地区のある市町	各市町鳥獣保護担当課	
33	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の管理地区において、工作物の新築等各種行為をしようとする場合	許可	栃木県環境森林部 自然環境課 自然保護担当 028-623-3207	大田原市(羽田ミヤコタナゴ生息地保護区)	環境省 関東地方環境事務所	048-600-0817
34	とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区内において、建築物の新増改築、木竹の伐採、屋外での物品の集積、鉱物の採掘等の行為を行う場合	届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211	那須塩原市・那須町	那須塩原市 建設部都市計画課	0287-62-7159
						那須町 建設課都市計画係	0287-72-6907

【注意事項】

○事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

○市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので確認してください。